

防衛省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（政策立案総括審議官、衛生監、施設監、報道官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官） 第十条の三（略） 2～6（略） 7 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十八条第一号、<u>第百七十三</u>条第七号及び第百九十条第二号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。 8（略） （参事官） 第十条の四 大臣官房に、参事官七人を置く。 2（略）	（政策立案総括審議官、衛生監、施設監、報道官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官） 第十条の三（略） 2～6（略） 7 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十八条第一号、<u>第百七十三</u>条第五号及び第百九十条第二号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。 8（略） （参事官） 第十条の四 大臣官房に、参事官六人を置く。 2（略）

(装備政策部の所掌事務)

第一百七十三条 装備政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 装備品等の標準化の促進に関すること。

五 八 (略)

(調達管理部の所掌事務)

第一百七十六条 調達管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

(削る)

七 (略)

(装備政策課の所掌事務)

第一百八十八条 装備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 装備品等の標準化の促進に関すること。

六 八 (略)

(調達企画課の所掌事務)

第二百一条 調達企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

(削る)

六 七 (略)

(装備政策部の所掌事務)

第一百七十三条 装備政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

(新設)

四 七 (略)

(調達管理部の所掌事務)

第一百七十六条 調達管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 装備品等の標準化の促進に関すること。

八 (略)

(装備政策課の所掌事務)

第一百八十八条 装備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

(新設)

五 七 (略)

(調達企画課の所掌事務)

第二百一条 調達企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 装備品等の標準化の促進に関すること。

七 八 (略)